

四国中央市農業振興条例（仮称）（素案）

前文

農業については、世界的な食料問題に対する懸念の広がりを始めとして食料確保の点においても安心安全な国産農畜産物の価値及び国内生産の重要性が広く認識されている中、少子高齢化、人口の減少、担い手不足、輸入農畜産物の増加、有害鳥獣による農畜産物への被害、遊休農地の増加等、本市の農業においても情勢は極めて厳しいものとなっている。

そのためには、本市においても農業経営の安定や生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに食育に根差した地産地消を推進しながら、安定的な食料供給の達成にも貢献している農業の重要性に鑑み、活力のある農業振興に取り組む必要がある。

ここに私たちは、本市の農業振興における様々な課題を解消し、さらに持続的な発展を図るため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、本市における重要な産業の一つである農業の振興に関する基本理念を定め、市の責務、農業者、農業関係団体、事業者及び市民の役割について明らかにするとともに農業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、当該施策を計画的に推進し、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業に従事している個人若しくはこれらの者で構成された団体又は農業を営む法人をいう。
- (2) 農業関係団体 うま農業協同組合、愛媛県農業共済組合その他の農業団体をいう。
- (3) 事業者 農畜産物を利用した事業又は販売等を行う事業を営む個人及び法人をいう。
- (4) 地産地消 市内で産出した農畜産物及びその加工品を市内で消費することをいう。
- (5) 中山間地域等 山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。
- (6) 多面的機能 国土の保全、水源の涵養、良好な景観の形成、食文化の伝承その他の農業生産活動が行われることにより生ずる農畜産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

（基本理念）

第3条 農業は、人間の生命を維持するために欠くことができない食料の安定的な供給の達成に貢献している重要な産業であることに鑑み、本市の特性に応じて農業経営の安定や生産性の向上を図り、持続可能な農業経営を確立させるとともに食育に根差した地産地消を推進し、安全かつ安心な農畜産物が供給されるようその持続的な発展が図られなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、県その他の関係機関との連携に努めるものとする。

(農業者の役割)

第5条 農業者は、自らが安全で安心な農畜産物の生産及び供給並びに活力ある地域づくりの主体であることを認識し、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(農業関係団体の役割)

第6条 農業関係団体は、基本理念にのっとり、農業の振興を図り、農業者に必要な農業に関する情報提供を行うとともに、農業者の経営の安定及び生産の支援、農業技術の向上等の環境整備を行い、農畜産物の販路の開拓及び関連事業者との連携に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地産地消を通じて農業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第8条 市民は、基本理念にのっとり、農業が果たす役割について理解と関心を深めるとともに、地産地消を通じて農業の振興に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第9条 市は、第4条第1項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、立地条件その他の地域の状況を踏まえ行うものとする。

- (1) 農業の多様な担い手の確保及び育成につながるものであること。
- (2) 農地の流動化、担い手への利用の集積等による遊休農地の発生を防止し、及び解消し農地の有効利用の推進につながるものであること。
- (3) 農地、農道、農業用水その他の農業資源の確保につながるものであること。
- (4) 新鮮で安全かつ安心な農畜産物の生産の拡大並びに市民生活のあらゆる場面での地産地消及び食育の推進につながるものであること。
- (5) 有害鳥獣による被害を防止するための地域の体制づくりその他の必要な施策につながるものであること。
- (6) 地域の特性を生かしたブランド化及び6次産業化の取組により農畜産物及び加工品の付加価値の向上につながるものであること。
- (7) 情報発信及び販路拡大による収益性の高い農業の推進につながるものであること。
- (8) 有機農業を始めとする化学的に合成された肥料及び農薬を低減した農業の推進並びに当該農畜産物の認証の促進につながるものであること。
- (9) 先端技術を活用したスマート農業の展開その他農業者の生産性の向上につながるものであること。
- (10) 中山間地域等に適した農業生産活動の継続的な実施につながるものであること。
- (11) 災害発生時その他様々な状況において、農業が有する多面的機能の発揮につながるものであること。
- (12) 女性の農業における活躍の推進につながるものであること。
- (13) 農業を通じた市民の交流の機会を増進し、市民が農業に対する理解と関心を深め、市民農園等の整備の推進その他必要な取組につながるものであること。

(基本計画)

第10条 市長は、前条に規定する基本方針に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するため、農業の振興の基本となる計画を定めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、 から施行する。